



2011 年度第 1 回長野県フットサル連盟理事会議事録

1. 開催日時(場所)

2011 年 05 月 21 日(土) 15:05～16:23 (筑北村本城公民館会議室)

2. 理事会成立の条件

長野県フットサル連盟規約 Rev10 第 16 条「理事会の定足数」(21 名の 2/3 以上 14 名)により, 下記出席者を以って長野県フットサル連盟理事会として成立条件を満たしている。

出席者(敬称略):9 名

菅原基信, 滝澤正, 竹下英三, 菊地智之, 柳澤健司, 萩原慶一郎, 金井肇司, 下條貴史, 濱豊和
以下は委任状の提出を以って出席者とみなした(9 名)。

井上茂, 菊池秀昭, 木戸英一, 月岡広行, 並木計太, 柄沢元春, 松田裕樹, 清水裕司, 貝瀬弘信
欠席者(敬称略):

丹羽洋介, 中村保志, 笠原康稔

従って, 下記議事内容は理事会として成立したので, 採決結果を含め議事録として記録する。

3. 付議内容

長野県フットサル連盟規約 Rev10 第 14 条に規定されているとおり, 事前に通知された案内(05/06 発信)に記載された付議内容は以下であることが確認された。

- [1] 連盟組織の変更および役員人事について
- [2] 規約について
- [3] 平成 22 年度事業報告について
- [4] 平成 22 年度決算報告について
- [5] 平成 23 年度事業計画について
- [6] 平成 23 年度予算について

4. 配布資料の確認

- ① 平成 23 年度第一回長野県フットサル連盟理事会資料(Rev.1)

5. 協議事項

[1] 連盟組織の変更および役員人事について

- ① 登録部の新設について

[概要説明]

各種大会、リーグに加盟するチームに対し、その募集ならびに選抜選手情報のデータベース化を目的に、チーム情報を一元管理したい。そのための専門部を新たに新設したい。その許可を頂きたい。

[質問, 意見, 結果について]

登録部新設にあたり質問, 意見等なく, 参加者全員の賛成挙手により可決された。

本件は以下のとおりとする。

長野県フットサル連盟の組織に登録部を配置し, その任に並木計太氏を置く。

- ② 管理部の廃止について

[概要説明]

会計監査に対し, より多くの人間が介在し, その正当性を確認したいため, 管理部での会計監査を廃止したい。また, 本件は第 01 回常任理事会でも採決・可決した議案であるため, 管理部の廃止認可を理事会でも許可頂きたい。

[質問, 意見, 結果について]

管理部廃止にあたり質問, 意見等なく, 参加者全員の賛成挙手により可決された。

本件は, 以下のとおりとする。

長野県フットサル連盟の組織において管理部を廃止し, 会計監査については地区担当理事 4 名が兼務する案を, 別途常任理事会にて協議決定し, 理事会に報告することとした。

- ③ 新任役員含めた役員連絡先について

添付した Rev.1 では修正箇所があるため, 次回常任理事会までに各セクションにて確認し, Rev.2 に改版したものを常任理事会に報告し, 決定する。また, その結果を理事会に報告することとした。

[2] 長野県フットサル連盟規約 Rev.11 について

上記, 連盟組織変更の可決および役割の明確化のため, 長野県フットサル連盟規約 Rev.12 を作成し, 次回常任理事会にて協議決定することとした。また, その結果を理事会にて報告することとした。

[3] 平成 22 年度事業報告について

別途、理事会資料 Rev.2 に修正し、Rev.2 を理事会に提出することとした。

[4] 平成 22 年度決算報告について

リーグ委員会／県リーグ分の入金額(¥606,156-)に対する決算額(¥502,576-)は、支出金額に誤りがあったため、以下に修正する。

県リーグ運営費 ¥646,156-

この修正理由は、県リーグ運営費は、別途、県リーグ運営委員会にて決算処理されており、その入金額に登録費の¥40,000-を加算した値を県リーグ運営費に充当させる必要があったが、その処理をしないまま資料に計上してしまったためである。

この修正に伴い、支出総計および差引残高も以下に修正する。

支出総額¥5,769,146- 差引残高¥92,836-(本年度繰越金)

[5] 平成 23 年度事業計画について

別途、理事会資料 Rev.2 に修正し、Rev.2 を理事会に提出することとした。

[6] 平成 23 年度予算について

別途、理事会資料 Rev.2 に修正し、Rev.2 を理事会に提出することとした。

6. 追認事項

[1] 無資格審判行為について

昨年度、北信リーグにて発生した無資格審判行為に対し、(社)長野県サッカー協会より、無資格審判を行った本人と、そのチーム、およびチーム加盟していた選手全員に対し、07/29 までの公式試合出場停止処分が科せられた。このことに対し本連盟は、各種リーグおよび大会時の審判員の審判証確認を再度徹底することとした。運営役員は本件の重みを十分理解し、再発防止に努めるよう依頼した。

7. その他

なし

以上
(文責:滝澤 正)